



令和4年1月20日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
令和3年12月21日に開催いたしました説明会の概要及び説明会で出た質疑応答について、以下のとおりまとめましたので配布いたします。
これからも定期的に説明会やお知らせを通して、今後の取組内容をお伝えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1) 市立幼保施設が抱える課題について

- 市立幼保施設においては、幼稚園では園児数の減少、保育園では待機児童が課題となっています。また、施設の老朽化や人材・財源不足等によりサービスアップが困難など、施設や運営について課題を抱えています。そこで、本市では市立幼保施設の再編（統廃合や民間移管）を計画的に進めることにより、様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう取組を進めています。

(2) 西大寺北幼稚園の方向性（案）について

- 西大寺北幼稚園については令和6年4月に公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管することを検討しています。
- 移管にあたっては、「公私連携」という法で定められた制度に基づき、移管先法人と市が協定を締結することにより、奈良市立こども園カリキュラムによる教育・保育を引き続き実施していくなど、現在の園運営内容等の引継ぎを行うこととしています。

(3) 今後のスケジュール（案）について

- 今後の予定については、令和3年度中に再編実施方針を決定していきたいと考えています。
- 令和4年度には奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において募集要項を確定後、移管先法人の公募・選定を予定しております。
- 令和5年度には移管先法人と市で1年間の引継ぎを行い、移管前の3か月は法人職員と市職員による共同保育の実施を予定しております。
- 令和6年度には移管先法人が運営する公私連携幼保連携型認定こども園への移行を予定しており、移管後も協定に基づき市による巡回訪問や指導・監査を行う予定をしております。



2 説明会でいただいたご意見・ご質問等に関する考え方

- 1 運営内容が変わらずサービスアップしていただけると、子どもを預ける利用者として有り難いです。
民間移管を受ける“法人側”のメリットがあれば過去の実績も踏まえてお答えください。

全て何も変わらないという訳ではありませんが、認定こども園法第34条で制定されている“公私連携”という制度を採用することで利用者に安心いただける取り組みを進めていきます。
例えば、西大寺北幼稚園の移管先法人は奈良市との連携の下に、教育・保育などの運営を継続的かつ安定的に行うことが出来る能力がある‘社会福祉法人・学校法人’に限定しています。法人選定の際に“奈良市立こども園カリキュラム(バンビーノ・プラン)’を十分に理解している法人であるかという視点等で、外部有識者からなる、選定委員会において審査を行います。
また、教育・保育方針及び実費徴収についても移管先法人が自由に設定することが出来ないような仕組みにしています。具体的には、新しいサービスなどを導入検討する場合等は、保護者代表者・移管先法人・市で話し合い決定していく“三者協議会”を実施いたします。
サービスアップに伴い新たに費用の発生が考えられるものとしては、給食費の徴収(金額については国基準7,500円を参考に法人より提案)長時間預かり保育の利用料があります。
法人側のメリットとして、公私連携という制度に基づき土地建物は無償又は廉価で使用することが可能となる点が挙げられます。

- 2 民間移管に関するデメリットについて想定されるものがあれば教えてください。

先生方が入れ替わることが挙げられます。
その為、引継ぎ期間を1年間設定し、移管前の三か月前からは、市と移管先法人で合同保育を行う事で、丁寧に引継ぎを行えるよう取組を進めています。
非正規雇用職員については、本人の意思を確認し、法人職員として西大寺北幼稚園で引き続き勤務できるよう、市から法人に働きかけていきます。

- 3 引継ぎ期間中は園長先生がお2人になられますか？
在園児の保護者の私達はこういった姿勢で三者協議会に参加すれば良いですか？

引継ぎ期間中は移管先法人の職員である“園長予定者”等が定期的に園を訪問するなどして、西大寺北幼稚園の園長から引継ぎを受けていただきます。
移管前の1-3月の共同保育期間には市職員と法人職員と一緒に保育を行い、引継ぎや保護者の皆様との信頼関係を構築いただきます。
保育内容は全く同じではないですが、奈良市の“バンビーノ・プラン(奈良市立こども園カリキュラム)”に基づいた教育・保育を基本とし、法人のノウハウを掛け合わせ、奈良市全体でより良い保育をめざしていきたいと考えています。
また、三者協議会で移管後の運営内容を協議することになります。そこで決定したことは、今後の園運営に引き継がれていきます。
そのことを念頭に置きながらご参加いただけますと幸いです。

4 選定は適切に実施されると思いますが、何年後かに移管先法人の経営が立ち行かなくなり、また別の法人が引き継ぐようなことはないですか？

移管先法人選定の際は、外部有識者から構成される選定委員会において、教育・保育に加え、法人の“財務状況”も確認しています。
応募法人から、選定の際に具体的な提案・スケジュールなどの資料の提出を受け、そちらの資料を選定委員のメンバーに専門的な視点から判断いただきます。また、面接・法人の運営している幼保施設調査（状況によりオンライン審査）も行い厳密に審査しております。

5 施設整備について、建て替えを行う場合などには在園児に影響が出るのでしょうか。

これまでの市立幼稚園・保育所の統合・再編に伴う認定こども園移行の際は、園舎の建替えを伴わない既存園舎の改修や増築工事については子どもたちの負担が最小限になるように夏休み期間に実施するなどしてきました。
大規模な工事となると在園児の皆様にご迷惑を掛ける時期も発生する可能性がありますが、法人に子ども達を最優先に計画策定するよう指導していきます。
なお、移管先法人決定の際には、過渡期の子ども負担軽減に関することについて審査も行っています。

6 西大寺周辺は利便性の観点から多くの需要が見込まれるにもかかわらず、西大寺北幼稚園の入園希望者が減っています。
現状のままでは、民間移管しても同じ状況になりませんか？
原因や解決方法があれば共有してほしいです。

幼稚園の過小規模化という課題の背景には全国的な少子化などがあるものの、利用者のニーズとして、3年保育・保育園利用・給食提供・長時間預かり等が多く、これらを満たせていないことも園児減少の一因と考えています。
民間移管による認定こども園移行の取組みにより、これら利用者のニーズを充足することで入園希望者数の一定の増加が期待できると考えています。

7 西大寺北幼稚園のこども園移行により、応募人数が多くなり、入園が困難になるという事はないですか？

こども園移行により、幼稚園的な利用の子どもと、保育園的な利用の子どもが在籍し、それぞれに利用定員が設定されることとなります。
これまでの民間移管においては、幼稚園的な利用の方については、定員を超える応募があった場合、園が存在する学校区の子どもを優先することを民間移管の際の公募条件として設定することにより、地域の中心的なこども園となるよう取組を進めてきました。引き続き取組を継続していきたいと考えていますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

西大寺北幼稚園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市子ども政策課（市役所中央棟3階）（担当）小林・石部
[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798
[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

